

市民憲章 わたくしたち八尾市民は 1.若い力をそだてましょう。1.あたたかい心でまじわりましょう。1.みどりのまちをつくりましょう。1.文化財をたいせつにしましょう。1.働くよろこびに生きましょう。

市の動き



価格ははっきり店頭表示を — 灯油など4品目に標準価格設定 —

家庭用灯油、プロパンガスを始めとし、今月1日からはトイレットペーパー、チリ紙にも標準価格が指定されています。これは昨年12月末に成立したいわゆる石油二法のうち、「生活安定緊急措置法」に基づくものです。

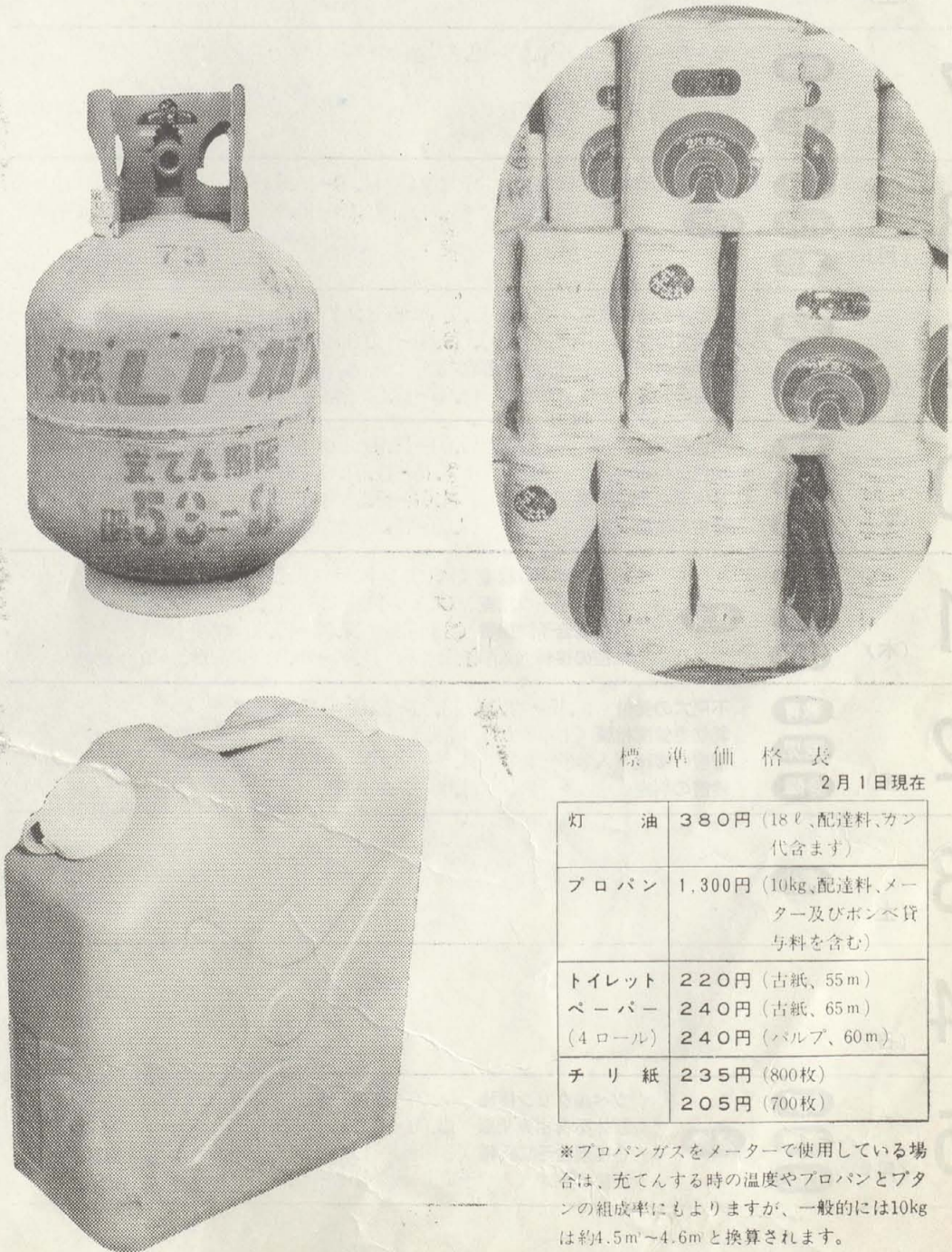
この法律によりますと、物価が高騰または高騰の恐れのあるとき、政府は生活関連物資などの価格調整措置をとることができます。現在実施されている標準価格はこれを具体化したもので、これによっても価格が安定しない場合は、指定物資をさらに特定物資に指定、特定標準価格が設定されます。

標準価格および特定標準価格を指定された商品を取り扱う業者の方は、店頭にはっきりと価格表示するとともに、標準価格以下で販売するように定められています。

標準価格制実施にともなうこれらの義務が守られているかどうかの監視権限は現在のところ大阪府にあり、商工部に対策班を設置し巡回指導を行っています。また、市でも標準価格に関するトラブル、苦情の受付をしています。下記の15名の消費者相談員さんに直接持ち込むか、毎週月、水、金曜日午後1時から3時まで婦人会館(本町3丁目 電22-6185)で開いている八尾市消費者相談所をご利用ください。

《消費者相談員》

- ☆乾 芳子(久宝寺6-6-15 電91-0201)
 - ☆大木藤江(上之島町南3-61 電98-8884)
 - ☆大久保好子(本町6-11-15 電22-2158)
 - ☆大村順子(植松町5-5-5 電91-1424)
 - ☆岡積尚子(山本町北3-5-12 電22-3703)
 - ☆角田静子(本町3-10-10婦人会館内 電22-6185)
 - ☆角田礼子(山城町1-3-2 電98-4463)
 - ☆定池とく子(西木の本2-26 電91-7613)
 - ☆高安喜代子(恩智1408 電43-7646)
 - ☆寺尾幸子(栄町1-8-12 電22-6496)
 - ☆西寺 幸(安中町2-3-3 電91-9074)
 - ☆福田千代子(幸町6-38 電99-1797)
 - ☆藤田豊子(刑部166 電22-8281)
 - ☆平出美代子(山本町2-1-11 電23-4605)
 - ☆堀内幸子(田井中391-7 電49-5585)
- 敬称略、アイウエオ順



標準価格表
2月1日現在

| | |
|------------------|--|
| 灯油 | 380円 (18ℓ、配達料、カン代含まず) |
| プロパン | 1,300円 (10kg、配達料、メーター及びボンベ貸与料を含む) |
| トイレットペーパー (4ロール) | 220円 (古紙、55m) 240円 (古紙、65m) 240円 (パルプ、60m) |
| チリ紙 | 235円 (800枚) 205円 (700枚) |

※プロパンガスをメーターで使用している場合は、充てんする時の温度やプロパンとブタンの組成率にもよりますが、一般的には10kgは約4.5m³~4.6m³と換算されます。

やお市政だより

第498号

2

昭和49年2月5日

市の行事

2/11 (月)

☆建国記念の日

12 (火)

交通
青少

☆3種混合予防接種(2回目) 14.00-15.30 志紀幼、安中幼
☆母と子の体操教室 13.30-15.00 教育センター
☆不用犬の受付 9.15-12.00、13.00-17.00 八尾保健所

13 (水)

教育
結婚
家児

☆3種混合予防接種(2回目) 14.00-15.30 北山本小、八尾幼
☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00-14.00 八尾保健所
☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15-11.00、13.00-14.00 八尾保健所

14 (木)

家児
法律
青少

☆婦人スポーツ教室(バドミントン) 13.30-16.00 教育センター
☆一般スポーツ教室(バスケットボール) 17.30-21.00 〃
☆種痘の接種(入学予定者) 14.00-15.30 竜華幼、大正幼、久宝寺幼

15 (金)

教育
家児
身障

☆3歳児健康診査(昭和45年8月生まれの子) 13.00-14.30 八尾保健所
☆不用犬の受付 9.15-12.00、13.00-17.00 八尾保健所
☆府の巡回交通相談 10.00-16.00 市民相談室
☆乳幼児健康相談(6カ月の乳児) 9.15-11.00 八尾保健所
☆種痘の接種(入学予定者) 14.00-15.30 北山本幼、桂小、用和幼

16 (土)

青少

17 (日)

結婚
心配

☆サッカースクール 10.00-12.00 山本球場

18 (月)

教育
行政
家児
心配

☆種痘の接種(入学予定者) 14.00-15.30 南山本幼、安中幼
☆種痘の判定(〃) 14.00-15.30 竜華幼、大正幼、久宝寺幼

19 (火)

交通
青少

☆母と子の体操教室 13.30-15.00 教育センター
☆不用犬の受付 9.15-12.00、13.00-17.00 八尾保健所
☆出張献血 10.00-15.00 市立病院
☆種痘の判定(入学予定者) 14.00-15.30 北山本幼、桂小、用和幼

20 (水)

教育
家児
人権

☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00-14.00 八尾保健所
☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15-11.00、13.00-14.30 八尾保健所
☆3種混合予防接種(3回目) 14.00-15.30 南高安幼
☆種痘の接種(入学予定者) 14.00-15.30 竹淵東幼

21 (木)

職業
家児
法律
青少

☆婦人スポーツ教室(バドミントン) 13.30-16.00 教育センター
☆一般スポーツ教室(バスケットボール) 17.30-21.00 〃
☆3種混合予防接種(3回目) 14.00-15.30 曙川小
☆種痘の接種(入学予定者) 14.00-15.30 志紀幼、東山本幼

22 (金)

教育
家児
身障

☆不用犬の受付 9.15-12.00、13.00-17.00 八尾保健所
☆乳幼児健康相談(1年6カ月の幼児) 9.15-11.00 八尾保健所
☆種痘の接種(入学予定者) 14.00-15.30 八尾幼、中高安幼
☆種痘の判定(〃) 14.00-15.30 南山本幼、安中幼

23 (土)

青少

24 (日)

25 (月)

教育
家児
法律
心配

☆ツベルクリン接種 14.00-15.00 八尾保健所
☆肢体不自由児相談 13.00-14.30 〃
☆3種混合予防接種(3回目) 14.00-15.30 用和小、久宝寺小
☆種痘の判定(入学予定者) 14.00-15.30 竹淵東幼

《人の動き》

(48年12月末現在)

総数 242,365 (+21)
男 121,661 (-12)
女 120,704 (+33)
世帯数 73,968 (-56)
()内は前月からの増減です



《川柳》

食べ盛り
狂いっばなしの腹時計

田中紀美代(主婦)

《新、増築家屋の実地調査》

税務課では、昭和48年中に建てられた建物(増築も含む)について固定資産家屋評価のための実地調査を行っています。これらの建物は、ことしから固定資産税賦課の対象になります。

調査員が調査に伺った際は、必ず八尾市職員証または固定資産評価補助員証を呈示し、調査についてのこまかい説明をしますが、なおご不審な点がある場合は、市役所までご連絡ください。

調査はこの2月末頃まで行いますのでご協力をおねがいします。

《固定資産課税台帳の縦覧延期》

毎年3月1日から3月20日までの間、固定資産課税台帳を関係者に縦覧していましたが、今年度は、地方税法の一部改正が見込まれますので、縦覧期間を4月に延期します。

なお、縦覧期間等につきましては次号でお知らせします。

柏原市でも同様に延期されます。

《作品展を開きます》

体の不自由な子、知恵おくれの子、情緒に障害のある方などに対する社会の理解や関心を高めるために次のとおり作品展を開きますのでぜひごらんください。

☆とき 2月18日、19日、20日 午前9時-午後4時30分。

☆ところ 市立社会福祉会館2階。

身障 = 身体障害者相談

心配 = 心配ごと相談 結婚

= 結婚相談 いずれも 13時-16時 社会福祉会館で

家児 = 家庭児童相談 10時-16時 社会福祉会館で

青少 = 青少年愛護相談 9時-17時 教育センターで

交通 = 交通相談 法律 = 法律相談(当日予約制) 行政 = 行政相談

いずれも 13時-16時 市民相談室で

教育 = 教育相談 9時- 教育相談室で

職業 = 高齢者職業相談 10時-15時 社会福祉会館で

人権 = 人権相談 14時-16時 人権擁護委員会室で

《私立高校入学準備資金の貸し付け》

市では現在中学3年で私立高校に進学を予定されている生徒を持つ保護者のうち入学金などにお困りの方に対し最高11万円までの貸し付けを行っています。

貸し付けを希望される方は2月15日までに在学の中学校または市教委保健福祉課奨学係(電91-3881 内線474)までお問い合わせください。

《枯草の燃焼にご注意ください》

たき火の移火、火あそび、タバコの投げ捨てによる枯草の燃焼で消防車の出動が絶えません。ことしに入って1月中旬までに枯草の屋外火災は8件もあり、のべ18台の消防車、64名の署員が出動しました。

市の火災予防条例では、土地の所有管理者は自分の土地の草を刈りとりとっておくこと、いたずらされないように周囲を囲むことなどが決められていますので、ご注意、ご協力をお願いします。

《パートタイマー講習会開催》

府ではパートタイマーとして働きたいと考えておられる婦人やすでに働いている方を対象に、パートタイム就労のための知識や心構えなどを内容とした講習会を開きます。

☆とき 3月5日-7日の3日間 午前10時-午後3時30分

☆ところ 住友生命保険相互会社(大阪市北区中之島2-16)

☆申し込み 布施公共職業安定所簡易職業係(東大阪市長栄寺1-72、電782-4221-5)までお申し込みください。電話でもけっこうです。

なお受講料は無料です。

《給排水設備業者の公認取り消し》

八尾市の給水工事および排水設備工事の公認業者である磯山工業所(大字恩智303)は公認業者としての資格を欠きましたので1月22日付をもって公認を取り消しました。

☆みなさんの近くに起こった善意、善行、伝統的行事などがありましたら市広報係へ(TEL. 91-3881)

やお市政だより

第498号

3

昭和49年2月5日

お知らせ

予防接種のこと

■定期3種混合予防接種を行っています

電91-3881 内線360

定期3種(ジフテリア、百日咳、破傷風)混合予防接種を行っています。先号でもお知らせしました通り、3回目の日程が変わっていますのでご注意ください。

☆**予防接種の受け方** 1期=生後3ヶ月から36ヶ月の間に3~8週間の間隔を置いて3回接種。

2期=1期接種終了後(最終日)から最低10ヶ月~24ヶ月(原則は12ヶ月~18ヶ月)の期間内に接種。

＜3回目の日程＞

| 実施日 | 会場 | 変更実施日 | 会場 |
|-------|--------|--------|------|
| 2月21日 | 南高安幼 | →2月20日 | 南高安幼 |
| 〃 | 曙川小 | →変更なし | 〃 |
| 2月22日 | 用和小 | →2月25日 | 用和小 |
| 〃 | 久宝寺小 | →2月25日 | 久宝寺小 |
| 2月26日 | 竜華幼 | →変更なし | 〃 |
| 〃 | 竹淵小 | 〃 | 〃 |
| 2月27日 | 山本小 | →変更なし | 〃 |
| 〃 | 桂解放会館 | 〃 | 〃 |
| 2月28日 | 南山本小 | →3月6日 | 南山本小 |
| 〃 | 安中解放会館 | →3月7日 | 同会館 |
| 3月5日 | 中高安幼 | →3月8日 | 中高安幼 |
| 〃 | 大正幼 | →3月11日 | 大正幼 |
| 3月6日 | 安中幼 | →3月11日 | 安中幼 |
| 〃 | 志紀幼 | →3月13日 | 志紀幼 |
| 3月7日 | 北山本小 | →3月12日 | 北山本小 |
| 〃 | 八尾幼 | →3月13日 | 八尾幼 |

時間はいずれも午後2時から3時30分までです。なお、当日は体温記入、捺印した母子手帳と予防接種手帳、上履を持参してください。

重度心身障害者のこと

■重度心身障害者の医療費を助成します

電91-3881 内線359

1月から重度心身障害者の医療費を助成する制度ができました。

☆**資格のある人** 市内に住所があり、国民健康保険または社会保険の被扶養者で、次のいずれかに該当する人

①身体障害者手帳を持つ障害程度1~2級の人

②児童相談所、精神薄弱者更生相談所、精神衛生鑑定医などの判定機関で、精神薄弱の程度が重度(IQ35以下)と判定された人

③身体障害者手帳を持っている人で、判定機関で精神薄弱の程度が中度(IQ50以下)と判定された人

ただし、他の法律で医療の助成をうけられる人は除外します。

☆**申請** 印かん、健康保険証、身体障害者手帳などをご持参のうえ、市衛生課医務係にお問い合わせください。

児童手当のこと

■4月から児童手当の支給範囲がひろがります

電91-3881 内線321

児童手当(対象児童1人につき月額3,000円)を受けるにはこれまで昭和48年4月1日現在で10歳未満の児童(昭和38年4月2日以降に生まれた児童)がいることが必要でしたが、ことしの4月から対象範囲がひろがり、次の2つの要件を満たせば支給されます。

☆**対象** ①18歳未満の児童を3人以上養育し、そのうちの1人以上が昭和49年4月1日現在で義務教育終了前の児童であること。

②昭和47年分の収入が一定の額に満たないこと。(たとえば給与所得者で扶養親族などが5人の場合は276万円程度)

＜申請の受付＞

新たに要件を満たす方、またはこれまでより支給額が増えると思われる方に対し申請の受付を行います。

☆**とき** 2月15日(金) 午前10時~12時 午後1時~3時

☆**ところ** 市民ホール

☆**持ってくるもの** 印かん、厚生年金被保険者証か国民年金手帳、市内の銀行、農協などの預金通帳、所得証明書(昭和48年1月1日以降に転入された方)

当日申請できない方は3月末日までに市年金課へ申請してください。

なお、公務員、三公社に勤めている方は勤務先に申し出てください。

集団検診のこと

■胃の集団検診の受付を行っています

電91-3881 内線360

市では、大阪府と協力して、胃ガンの早期発見のため、30歳以上の方を対象に、八尾保健所で胃の集団検診を行っています。

この3月末までに実施する分を現在受付していますので、この期間をおおいにご利用ください。(定員240名になりしだい締め切り)。

☆**申し込み** 市衛生課、市内各出張所に備えつけの用紙に必要なことから記入して、衛生課へ(料金1人400円)

心身障害者のこと

■精神薄弱者療育手帳を交付します

電91-3881 内線277

精神薄弱者(児)と保護者に役立つ精神薄弱者療育手帳を交付します。

☆**申し込み資格** 児童相談所、精神薄弱者更生相談所で精神薄弱と判定された人

☆**申し込みに必要なもの** 印鑑(特別児童扶養手当、障害者福祉年金を受けている方はその証明)

申し込み、その他のくわしいことは社会福祉会館内福祉事務所第3係まで。

納税移動窓口のこと

■納税移動窓口車が次の各地区を回ります

電91-3881 内線263

固定資産税第4期分の納期限は、今月25日です。

今月も次の日程で移動窓口車が各地区に駐車し、納税事務を取り扱いますのでご利用ください。

☆**日程** 2月18日(月)○南陽温泉前 △山本中央市場横 19日(火)○渋川神社前 △日の出市場前 △DMストア前 20日(水)○近鉄久宝寺駅前 △高安市場前 △高安ストア前 21日(木)○下竹淵橋 △ショッパーズ八尾前
時間は○印については午前10時~正午、△印については午後2時~4時です。

水道のこと

■水道メーターの検針にご協力ください

電22-1661

お宅の水の使用量はいつも正確にメーターに記録されています。しかし、障害物などで正確な検針ができない場合、正しい使用量が確認できないほか、漏水などの発見がおくれ多額の水道料金のご負担を願うこととなります。

水道メーターをいつも見やすくするため、次のことからご協力ください。

☆メーターボックスの上に物を置かないでください。

☆メーター付近に植木鉢、プロパンボンベなどの障害物を置かないでください。

☆犬はメーターボックスや出入口から離してつないでください。

☆家の増改築などで、メーターが床下や屋内になる場合は屋外の検針しやすい場所に移してください。

市立山本球場のこと

■山本球場使用の申し込みを受け付けます

電23-5101

3月から5月までの日曜、祝日の山本球場使用申し込みを次のとおり受け付けます。

☆**申し込み** 2月9日から18日までに体育振興課体育係まで。(電話、郵便による申し込みは一切受け付けません)

☆**抽選** 2月22日(金)午後6時から教育センターで公開抽選を行いますので必ず出席してください。(定刻までに出席されない時は棄権とみなします)

なお、申し込みが多い時は半日使用になります。

納税のこと

■贈与税の申告と納税は3月15日までです

電92-1251

贈与税は、土地、家屋をはじめ、現金、預金・株券など財産をもらった方にかかる税金です。

贈与税の申告が必要な方は、48年中(1月~12月)に財産の贈与をうけた額が基礎控除額(40万円)をこえる場合です。

■所得税確定申告の説明会を開きます

48年度分所得税の確定申告は3月15日が期限です。

八尾税務署では正しい申告をしていただくため説明会を次の日程で開きます。

☆**とき** 2月14日 午後1時30分

☆**ところ** 八尾市民ホール

譲渡所得の説明もあります。

■「納税証明」についてのお願

確定申告の時期は、税務署も非常に混雑し納税証明の請求者にごめいわくをかけることがありますので、できるだけ2月中か4月以降に請求されるようお願いいたします。

◇やむをえず請求されるときは申告書の控と領収証書をご持参ください。

◇証明書の交付は、請求された日の翌日になります。

◇手数料は1年分1通につき100円の収入印紙(消印はしない)をご用意ください。

◇代理人請求のときは委任状が必要です。

ネズミのこと

■殺そ剤を配布しています

電91-3881 内線361

市では、2月をネズミ駆除月間として一斉にネズミ退治をするため、希望のご家庭に殺そ剤をお渡ししています。

☆**申し込み** 各地区の自治振興委員さんまたは婦人会長さん宅へお申し込みください。

☆**殺そ剤** 1家庭1袋ずつ(1袋2包入り)

人事のこと

■統計調査員を募集しています

電91-3881 内線244

市では、統計調査員候補者(不足地区)を募集しています

☆**資格** 18歳以上の人で、統計調査に熱意のある人

☆**調査内容** 調査地区内にある工場、商店に調査の趣旨を説明し、調査票の記入を依頼して、後日回収に回り、回収後名簿に記入します。応募される方は企画課統計係へ。



やお市政だより

第498号

4

昭和49年2月5日

市の話題

●高美幼て古布などを使い教材づくり

高美幼稚園のPTAのお母さんが1月24日、不要になった布きれ綿、毛糸を持ち寄り、教材用の人形、着せ替え服づくりを行いました。

この日35名のお母さんたちが同園にカーテン、シーツ、服などの古布、ふとん綿、毛糸くずを持ち寄り裁縫の腕をふるいました。

お母さんたちは「今はお金さえ出したら何でも買える時代ですので、子供たちが物を大切にすることを覚えてくれたら」と話していました。

同園でも手づくりの生きた教材ができたこと大喜びでした。



●曙川幼て園児が手製のタコあげ

曙川幼稚園の園児たちが包装紙などの廃品を利用して手製のタコをつくり、1月24日曙川小学校の運動場で一斉にタコあげを行いました。

このタコには大空にはばたくわしや仮面ライダーなどの絵がかかれていましたが、竹ヒゴと包装紙をつける目張りにはためし刷りに使ったホゴ紙を使うなど節約ムードいっぱい。

この日は特に寒く、強い風が吹いていましたが、園児たちは元気よく運動場に飛び出してタコをあげました。



●文化財防火デーを前に市内の6社寺を立ち入り検査

1月26日の文化財防火デーを前に市消防本部予防課は25日、各種文化財を所有している6社寺の立ち入り検査を行うと同時に社寺周辺の高安山ろくに山火事防止の警告板を取り付けました。

この日検査したのは重要文化財の十一面観音像がある感応院（恩智）、府類彰記念物指定のくすの木がある善光寺など6社寺でしたが、結果は良好でした。

また、高安山ろくにある感応院善光寺、玉祖神社の周辺には高安山と火のついたタバコの絵をあしらった山火事防止の警告板60枚を取り付けました。



●清友高校で耐寒トレーニング

市立清友高校の全校生徒 800名が1月19日、耐寒トレーニングを行いました。

これは毎年生徒の耐久力を養うため行っているもので、助け合って完走することを目的としています。

コースは恩智神社から信貴山道の開運橋までの山道で往復8km。

この日午前9時20分にまず3年生が、10分おいて2年生つづいて1年生がスタート。一人の落後者もなく全員完走しました。

終わった後、生徒たちは学校側からサービスされた暖いうどんに舌づつみをうっていました。



しあわせを築く道 部落解放とわたしたち——⑩

■すべての乳幼児に就学前教育を

被差別部落では、差別の結果乳幼児は、狭い部屋で内職する母親のそばに1日おかれたり、10円玉を与えられ、「10円玉が守りをする」状態だったり、行商に行くリヤカーの片すみで毎日をすごすという状況でした。そんななかで、オムツのはずれる時期も、歩きはじめる時期もおそくなり、ことば数も少なくならざるをえないというようなことがありました。

こういったことに対し、保育所をたててほしいという要求が、被差別部落の婦人の中から生まれ、集会・交渉など運動が、地道につみ重ねられたのです。その結果、保育所が建設されるにいたりました。

最初は、被差別部落のおかあちゃんも、「かわいそうやけど、働かなしゃあないし、仕方ない。」という気持で、こどもを保育所

にあずけていました。そこでは、保育所は、子守り・託児としての役割でしかありませんでした。

「保育に欠ける児童を家庭にかわって保育する」ということではなかったのです。しかし、それでは就学前教育は十分に保障されず差別に負けない、差別を許さないこどもたちは育っていきません。

「三つ子の魂、百まで」といわれるように、0歳児からの一貫した教育が、必要なわけです。そのため厚生省基準では「保育に欠ける」子でないと保育所に入れませんが、すべての乳幼児を対象とすることを認めさせました。また、「施設最低基準」をうまわる建物や、保育さんの数も多くするなどを実現させたのです。

このことは、私たちが教訓としなければならないのではないのでしょうか。現在、小学校入学者の52%が幼稚園から、33%が保育所から、そして残りの15%がどちら

も経験しないで入るといふ三種類の複線コースとなっています。（昭和44年しらべ全社協'71保育年報）

幼稚園と保育所の成立過程が、前者はエリートを育てる知育教育、後者は救貧対策としてであったことが、今も尾をひき、偏見や格差を生んでいます。

中教審答申で明らかにされたように、政府は、この格差を抜け、幼児学校という形でエリートを育てる教育と、その他の乳幼児教育という差別と選別の教育をすすめていこうとしています。

こういったことに対し、すべてのこどもの教育をうける権利を十分に保障し、部落解放をめざす十分な力と仲間意識を育てるため、被差別部落の婦人が立ち上がり、保育条件や内容の充実を要求しているのです。

八尾市民のみなさん、ともに立ち上がり、すべてのこどもたちに、就学前教育を十分に保障していこうではありませんか。



議会だより

第70号
昭和49年2月5日
八尾市政だより付録

森田 道昭 友林 水市
編集委員会委員 寺田きみ子 大野 茂
西野 正雄 岩口 正治

1

本会議

●会議のあらまし

■12月定例会

12月定例会は、12月4日から17日までの14日間開かれました。

この定例会では、9月定例会から閉会中の継続審査となっていた昭和47年度各種会計決算の議決を行いました。

また、水道料金の改正案についても、本会議あるいは委員会において、活発な質疑が交わされるとともに、本件については、慎重な

審査が必要であるとし、会期を3日間延長して、長時間にわたり精力的な審査を行い、原案を可決しました。

そのほかの市長提案33件についても原案可決並びに承認しました。

さらに、請願1件を採択したあと、意見書決議についても可決し、12月定例会を閉会しました。

＝採択した請願＝

◎教育・文化施設に関する請願—教職員組合執行委員長堀賢吉ほか45,510名

＝可決した意見書・決議＝

◎現行地方公営企業制度の抜本的改正を要望する意見書

◎異常な諸物価の高騰に対する緊急措置を要望する決議

●質問と答弁

＝産業廃棄物処理について＝

【質問】 産業廃棄物処理は企業の責任ではあるが公害防止という点から市と商工会議所が協力して取り組むべきであると考えが。

【答弁】 現在、府においては「産業廃棄物処理計画」を策定し、これを公害対策審議会に諮問中である。市としては、企業側の具体的な処理計画や意見を十分聞いた上で、府と協議を重ねてまいりたい。

＝物価高に対する市長の見解と対策は＝

【質問】 最近の諸物価高に対して、市長は、どのような見解をお持ちか。また、市民生活を守る立場から、いかなる施策でもって対処していくのか。

【答弁】 諸物価の異常な高騰により市民の日常生活に著しい不安を与えていることは誠に憂慮すべき事態である。物価対策については国の施策にまつべきところがきわめて大なるものであるが、少しでも市民の消費生活の安定向上に資するため、消費者問題研究会、消費者相談制度を設け、これらの機関と連携して、消費者意識の調査や灯油価格の実態調査の実施、さらには生鮮食料品の合理的な流通の促進を図るため、鮮魚、たまねぎの廉売を行った。今後消費者の合理的な購行動への指針となる物価情報の提供等に努めたい。

＝区画整理区域内の変電所建設について＝

【質問】 曙川北土地区画整理地域内に関西電力の変電所建設が予定されているが、この

周辺はすでに住宅が密集しているところである。さらに区画整理の目的である秩序ある町づくりの点からしても問題があるので、市として、関西電力にいかなる行政指導をしていくのか。

【答弁】 関西電力に変電所の建設地を準工業地域に移すよう交渉中であり、今後も強く指導していく。

＝駅周辺の自転車対策はいかに＝

【質問】 市内各駅周辺が自転車置場となり多数放置されているが、この状態を即刻解決する必要があると考えるが。

【答弁】 現在関係者で検討を加えているが、本年8月には放置自転車に対するアンケートを実施し住民の意向を聞き、一方駅前整備問題は自転車問題研究会を設けるなど総合的な見地から検討を加えている。さらにこの問題に対して府は来年度から助成制度を実施する意向でもあり、この機会に八尾市としても駅前整備計画との関連で積極的に自転車放置問題に取り組む所存である。

＝国鉄八尾駅前整備計画について＝

【質問】 近鉄八尾駅前整備事業に比し、本市の南玄関である国鉄八尾駅の駅前整備については、今日まで見るべき事業がなく旧態依然とした形のままで放置されているが、今後いかなる方針でもって整備されようとしているのか。

【答弁】 駅前広場の確保と駅南側については、都市計画道路亀井八尾停車場線を駅前まで延長するため現在準備中である。また表駅の北側も計画道路の整備と駅前広場の確保を

行うため、南側同様周辺の再開発を実現したい。

＝市民意識調査のねらいはなにか＝

【質問】 48年11月に市民意識調査を実施されたが、この調査を通じて市民に何を求め、何をしようとしたのか。

【答弁】 42年に市民参加のもとに総合基本計画をつくり2期まで進んで来たのであるが、情勢の変化等により修正の必要が生じる点を考え、50年の3期5ヶ年計画に入るに当り、市民の意見を計画の中に反映させるため、今回アンケートを行ったものである。

＝清友高校移転にかかる離作補償について＝

【質問】 八尾空港の西側地帯に清友高校を移転する計画があるが、これに伴い、今日まで、農地として耕作している農家の人たちの離作補償をいかにするのか。

【答弁】 土地利用については、航空局、府市の三者で協議を重ねているが、離作補償の解決が前提となってくるので、関係者とこの点を協議していく。

＝その他の質問事項＝

- ◎難聴児学級の開設について
- ◎高層ビル建築に対する指導について
- ◎高砂団地内における不法投棄について
- ◎開発協会の分譲宅地の管理について
- ◎職員の市章、名札の着用について
- ◎市街化調整区域における違法建築物の取締りについて
- ◎総合庁舎の建設について
- ◎市場、スーパーの特別査察の結果について

47年度各種会計決算審査にあたり、各会計の赤字要因は何か、また赤字解消のため、いかなる方法でもって対処され、市民要望に添えてきたか。といった点に重点を置き審査いたしました。

●一般会計

単年度収支では2805万円余の黒字決算ではあるが、累積赤字額は7億906万円となっている。

＝月2回し尿くみ取りの体制を作れ＝

月2回収集を前提としたし尿くみ取り体制を早急に打ち出すべきであると指摘したのに対し、現行の許可業者制から公社制に切り替われば、根本的な解決にはつながらないとの結論のもとで、現在、その準備を行っている。との答弁でありました。

＝超過負担の解消のため積極的な運動を＝

本市の超過負担の内訳は、学校関係で約2億7000万、保育所関係で3億3500万円等が主なもので、この総額は7億2400万にのぼっているのです。

従って、形式的な運動ではなく、摂津市が行っているように、国を相手に行政訴訟を起

決算審査のあらまし

すぐらいの気遣いでもって、積極的に働きかけるべきである。と要請しておきました。

＝今後の行財政運営の方針は＝

人件費、物件費等の増高により財政運営はますます困難になろうと考える。さらに、事業を着手する場合は、必然的に起債（国、府等からの借金）にたよらざるを得ない実情の中で、いかにして山積する市民要望に添えていくのか。とただしたところ、47～49年度が公債費のピーク時になろうと考えている。

この要因は学校建設によるものであり、この点、国に対して、積極的に働きかけた結果人口急増都市に対しては、若干の補助があった。地方財政の悪化を解消するために、税の公平配分、地方公付税率の適正化及び超過負担の解消が必要である。

なお、49年度の予算編成においては、苦しい中であっても、市税増取分だけは、事業費に回し、市民要望に添えていく所存である。

との所信が述べられたが、委員会は、現行制度の改革並びに矛盾是正のため、より強力な運動を要望した。

●国民健康保険事業特別会計

単年度収入において1億円余の赤字決算の結果から、①税の滞納額の整理、②一般会計からの応分の補助といった行政努力と合せて国に対しては、事務費の超過負担の解消といった問題に積極的に取り組むよう要望した。

●公共下水道事業特別会計

本事業は、一般建設事業と違って、税外負担という財源でもって事業を推進している点を十分に認識し、行政の義務履行がなければ、市民の理解と協力が得られないと考える。

分担金及び負担金における多額の未済額を一日も早く解消するためにも、八尾排水区の共用開始を早急に行うよう強く要望した。

●近鉄八尾駅前区画整理事業会計

●曙川北土地区画整理事業会計

両事業とも予算の執行率が低い点を指摘するとともに事業の早期完成を要望した。

●水道企業会計

決算結果純損失1億2579万2080円について

は、現行の独立採算制度の問題点を指摘し、時代に即応した制度に改善させるよう強く要望し、反面現行制度内での水道会計の財政再建策をただしたところ、現在まであらゆる企業努力をしてきたが、受水費の値上り等を勘案すると現行制度内においては、料金改定にたよらざるを得ない旨の答弁があった。委員会は市民の税外負担を極力抑制するという方向の中で納得のいく財政再建策を見出すべきだと要望した。

●病院企業会計

4億1689万円余の累積赤字額を一日も早く解消しなければならぬが、赤字解消を図る余りに公共性を低下させたり、市民にシワ寄せがなくてはならない。

医療福祉分野の充実、即ち「公共性」がますます要求される中において、現行地方公営企業法の「独立採算制」を保持しているところに問題があるのであって、制度上の改革なり国、府の積極的な財政措置がなければ、病院経営は、ますます悪化の一途をたどることは明白である。

この認識のもとに、国、府に根強い運動を続けるよう要望した。



議会だより

委員会

【議案の内容】

公債費等の累増に加え、府、大阪市からの買入れ水料金の値上り、その他社会経済情勢の変動により、水道事業経営が極めて悪化しているところから、その健全化と、今後の給水の万全化のため料金改定と加入金の新設をするものです。

【質疑】

今回の内容に公共性が重視されているのか。

【答弁】

今後の水対策において、水の確保及び断水をなくしていく点から公共性を生かしたものである。

【質疑】

では大阪市が40トンまで据置いている点、また生活環境審議会が10トンまで生活用水とみなしている点から適正と考えているのか。

【答弁】

大阪市の場合は40トンまで家庭用水であると考えているのは、零細企業が非常に多いところから、これらの使用量が40トン弱という点で配慮されたものときいている。

また生活用水については基本は8トンときめているが、あくまで10トンまでは生活用水と考え、改定率を低く抑えたものである。

【質疑】

生活用水を10トンまでと考えるなら、府営水が10トンまで据置いているところからも、当然据置すべきではないか。

【答弁】

受水市町村においては諸々の費用があり、加えて電力料その他の高騰等によりできる限り抑えたものである。

【質疑】

では浴場用については、使用量が平均800トンから1000トンという状況と、従来より300トンから600トンまで特別な措置が確立していた点及び、浴場利用者が9万5000人という現況の中で適正なものか。

【答弁】

利用者ののはね返りも検討したもので現行内

水道料金改正案を可決

制度の改革に積極的な運動を要望

においては極力抑えた料金である。

続いて赤字の根本原因を考えた場合、企業債を基本に長期計画のもとでの拡張整備事業費が大きく占めている点から、現行制度の矛盾の上に立ち質疑がなされました。

【質疑】

工業用水に対する国庫補助が25%であるのに対し、浄水が5%といった現況の矛盾に対し、国に対してどう働きかけてきたのか。

【答弁】

現在の地方公営企業法はいろいろ矛盾があり、国に対しては意見をし矛盾等についても指摘しているものである。今日においては一部を除いて90%の普及率となっている情勢の変化の中において、国民の最低生活保障として水道理念の確立を一日も早くすべきであるといった点からも、現在の地方公営企業法の矛盾、不合理な点を徹底して改めさすべきと考え、いろいろな機会において認識させ、新しい時代に対応した措置をとらせるよう意欲をもって当っている。

【質疑】

現行法の矛盾は明らかである。そのような状態の中で他市では、料金改定の際に支払利息の補てんを一般会計でもっていることから本市においても、住民の負担を軽減するといった点についての措置は考えられないのか。

【答弁】

現行の状態では一般会計から補てんという一つの方法であるが、今回の場合改定内容から官公庁、プールといった大口需要者からの持出といった点で、市民の負担の軽減をはかっていくよう改定したものである。

その他いろいろな角度から質疑がなされたのでありますが、審議途上市長より原案の一

部訂正の申し入れがあり、一般用10立方メートルまで、浴場用600立方メートル、共用5立方メートルまでそれぞれ据置きたいとの議案の一部訂正がありました。

【質疑】

今の訂正で一般用10トンまで据置いているが、本市の小口使用者20トン以下が66.1%を占めている現況と、公共下水道が生活用水を22トンと打ち出している点から、生活用水の基準をどこに求めているのか。

【答弁】

生活環境審議会が10トンまで生活に不可欠なものである。と打ち出している点及び府営水が10トンまで据置いている点を含め、生活用水の基準は10トンであると考えている。

【質疑】

訂正による減収分の財政措置を国、府に働きかけるということであるが、このような消極的な方法では解決につながらない。現行法の独立採算制をくずすための積極的な運動をすべきではないか。

【答弁】

現行制度の中では法を破ることは出来ない。その中で公共性との調和を考えると今回訂正したものが調和の限界である。しかしご指摘の精神には同調し、その方向で進めていきたい。

【審議の結果】

公共性と経済性、或は独立採算制等の問題を考えると、さらに慎重に内容を検討する必要があるとして、賛成多数により委員会は閉会中の継続審査とすることを適当と認めました。

●本会議の経過

委員長報告に対し討論がなされ、採決の結果

それぞれの補助事業を分析したうえでないとい概には言えないが、同和対策事業に対する国庫補助との差額を府が補てんしていることも府支出金が大きく伸びた要因である。

＝特別措置法に基づく財政措置を＝

【質疑】

同和事業に対し国が法に基づく財政措置を

今回の大幅な変更の要因は何か。

【答弁】

期間の変更については、用地買収が難航し本年9月にいたり、これが完了したため止むなく変更するものである。

また、限度額では、将来の児童生徒数に対処し、教室数など構造を変更したこと、さらに47年度から今日にかけて建築資材が高騰

経常経費の節減等に積極的に取り組み、財政の健全化に努力していく。

【質疑】

財政健全化に力を傾注する余り、一方において公共性が後退し、患者サービスが低下しないか。

【答弁】

病院事業会計が苦しいので、公共性と企業性の調和に非常に苦慮しているところである。

果、賛成少数により否決されました。続いて原案に対し、概ね次のような賛成、反対の討論がなされました。

◎反対討論

- 事前に市民の理解と協力を得るための施策が皆無である。
- 企業性を重視したものである。
- 公共料金という点から諸物価への波及が明白である。
- 現行制度下で拡張事業費を料金収入で賄っている点に財政悪化の原因があり、これらを是正したうえで検討すべきである。

◎賛成討論

- 府営水及びに大阪市営水の買入れ水、並びに電力料の値上げなど、やむを得ない要因がある。
- 加入金制度の新設で旧需要者の負担増を軽減している。
- 用途別を通増性にした点で負担の合理化をはかっている。
- 一般用10トンまで、浴場用600トンまで据置いている点から、生活用水についても十分配慮がなされている。

以上の討論の後、採決に入り、賛成多数により原案可決されました。

改定案

| 用途 | 基本水量 m ³ | 基本料金 円 | 超過料金 1 m ³ について | |
|-----|------------------------|-----------|-------------------------------|-----|
| | | | 円 | 円 |
| 一般用 | 8 | 230 | 9～10m ³ | 40 |
| | | | 11～20m ³ | 55 |
| | | | 21～30m ³ | 60 |
| | | | 31～50m ³ | 65 |
| | | | 51～100m ³ | 75 |
| | | | 101m ³ 以上 | 85 |
| 浴場用 | 600 | 13,800 | 601～1000m ³ | 45 |
| | | | 1001m ³ 以上 | 50 |
| 臨時用 | 8 | 800 | 9m ³ 以上 | 140 |
| 共用 | 5 | 130 | 6m ³ 以上 | 40 |

なお一般用10m³まで浴場用600m³まで、および共用は現行据置です。

十分に行わないために、その肩代わりを府が行い、その結果府支出金が大きく伸びたのだとすれば、これは不正常ではないか。

【答弁】

全くご指摘のとおりである。今後国が同和事業に対して法の趣旨にそって積極的に財政措置を講ずるよう強く要求していく。

したことによる単価増等々が、主な要因である。

【審査の結果】

同和教育が国の重要な施策であることに鑑み、国に対する補助の獲得については一層の積極的な働きかけを要望し、原案可決を適当と認めました。

しかしながら、市民の健康を守るため財政健全化に努めながら、医療福祉の充実、患者サービスの向上に一層努力していく。

【審査の結果】

企業努力、経費節減はいうまでもなく、国・府に対する補助金の増額、併せて制度上の矛盾是正のため、強力な運動を展開され健全な病院経営を行うよう要望して、原案承認を適当と認めました。

●国・府支出金の推移について

【質疑】

最近の国・府支出金の推移をみると、国庫支出金は47年度で前年対比6.6%の減、48年度で36.6%の増にとどまっているのに対し、府支出金は47年度で63.8%の増、48年度で58.4%の増と高率の伸びを示している。この要因は何か。

【答弁】

【議案の内容】

今回の補正は、仮称第2高美小学校新築事業に伴う債務負担行為補正であります。当初47年度から50年度でもって事業を施行する予定であったものを48年度から51年度に、また、限度額を5億8201万円から13億3074万円に変更するものです。

【質疑】

【議案の内容】

病院会計へ大阪府財政調整資金の一時借入金3億1400万円が決定したものです。

【質疑】

借入金の増額により病院会計が一層硬直化することが見込まれる。累積する赤字の解消策を示してほしい。

【答弁】

医療制度の抜本的改正への働きかけ、国、府への補助金の増額要求、職員の企業努力、

●仮称第2高美小学校新築事業に伴う補正について

●府の低利融資資金の借入について